

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育開催のご案内

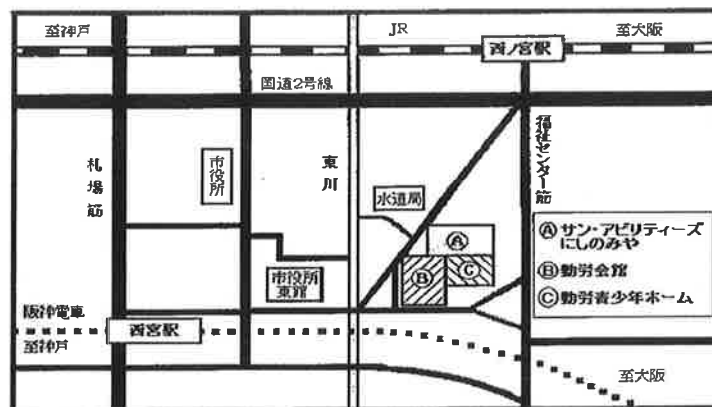
(6時間教育)・(4時間教育)

労働安全衛生規則の一部が改正され、平成31年2月1日以降「高さが2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで墜落制止用器具のうちフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講しなければなりません。

当会では厚生労働省告示249号に示された教育カリキュラムの特別教育を下記により実施します。

記

1. 開催日時 6時間教育 平成31年1月30日(水) 9:40～16:55
 4時間教育 平成31年1月30日(水) 12:45～16:55
2. 場 所 西宮市立勤労会館4階第8会議室 (西宮市松原町2-37)



3. 受講対象 18歳以上
 4時間教育(2時間省略)は、次の要件を①、②両方を満たした方になります。
 ①本教育の申込み日前日までに高さが2m以上の箇所において作業を設けることが困難なところで胴ベルト型安全帯を用いて行う作業に6か月以上従事した経験を有する人(事業者証明が必要)
 ②足場特別教育またはロープ特別教育受講者(修了証の写しが必要)
4. 受講料 *6時間 会員 8,000円 ・ 非会員 10,000円(消費税・テキスト代込)
 *4時間 会員 7,000円 ・ 非会員 9,000円(消費税・テキスト代込)
5. 定 員 80名
6. 申込方法 申込用紙に記入の上、受講料を添えてお申込ください。
 尼崎労働基準協会ホームページから申し込み可能。
7. その他 ①研修終了後、修了証を交付致します。
 ②お申込後の取消し及び次回への変更はできません。また、一旦納入された受講は返金できませんので日程等確認ください。
 ③各受講者の個人情報、当協会が安全に管理し、本教育の目的以外には使用いたしません。

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育日程表

6時間教育

時刻	科目	講師
9:30~9:40	受付	
9:40~10:40	作業に関する知識	西宮労働基準協会講師 阪口 諸平
10:40~10:45	休憩	
10:45~11:45	労働災害の防止に関する知識	
11:45~12:45	昼食休憩	
12:45~13:45	フルハーネスに関する知識	西宮労働基準協会講師 阪口 諸平
13:45~13:50	休憩	
13:50~14:50	フルハーネスに関する知識	
14:50~15:20	関係法令	
15:20~15:25	休憩	
15:25~16:55	実技（開閉器の操作業務）	

4時間教育

時刻	科目	講師
12:35~12:45	受付	
12:45~13:45	フルハーネスに関する知識	西宮労働基準協会講師 阪口 諸平
13:45~13:50	休憩	
13:50~14:50	フルハーネスに関する知識	
14:50~15:20	関係法令	
15:20~15:25	休憩	
15:25~16:55	実技（開閉器の操作業務）	